

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 4 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 専決処分書

大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

大磯町長 中 崎 久 雄

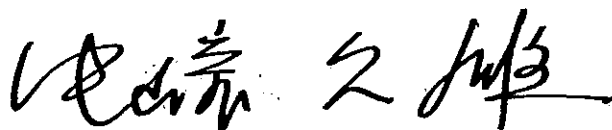
### 理由

平成27年 3 月31日付で地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第 6 号）及び大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第 9 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項により、専決処分する。

大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

大磯町長



大磯町条例第23号

大磯町町税条例及び大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(大磯町町税条例の一部改正)

第1条 大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条の表第1項オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び次項において同じ。」に改め、「この表」の次に「及び次項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第24条の2第1項第1号中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)

29 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(大磯町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大磯町町税条例の一部を改正する条例(平成26年大磯町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「第27条」の次に「第2号ア(イ)及び(ウ)」を加え、「第12項」を「第13項」に改め、同項第4号中「町税条例附則」を「町税条例第27条第1号、第2号

ア(ア)、同号イ及び第3号の改正規定並びに町税条例附則」に、「及び第12項」を「第11項及び第13項」に改める。

附則第9項中「の規定」を「第2号ア(イ)及び(ウ)の改正規定」に改める。

附則第12項の表中「第12項」を「第13項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 町税条例第27条第1号、第2号ア(ア)、同号イ及び第3号の改正規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第29項の規定は、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。